

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、旧警戒区域内の勤務先工場が原発事故により閉鎖され、県外工場に異動となり単身赴任をしている申立人について、避難継続の合理性を認め、平成25年7月までに生じた帰省・通院費用、生活費増加費用、精神的損害の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

- (1) 帰省・通院費用
- (2) 単身赴任による二重生活で生じた生活費増加費用
- (3) 精神的損害

#### 2 期間 自 平成24年9月1日 至 平成25年7月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金788,519円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

- |                            |          |
|----------------------------|----------|
| (1) 帰省・通院費用                | 348,519円 |
| (2) 単身赴任による二重生活で生じた生活費増加費用 | 330,000円 |
| (3) 精神的損害                  | 110,000円 |

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項の1(1)及び(2)記載の損害項目（ただし、同項の2の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月8日

(仲介委員 清水貴行)